

南相馬市指定管理者制度導入計画（第 2 版）の策定について

1 計画策定の趣旨

現行の南相馬市指定管理者制度導入計画（以下「現計画」）については、平成 19 年 4 月に策定し、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間を計画期間として、現計画に基づき市の所有する公の施設について、積極的に指定管理者制度の導入を推進してきた。

本来であれば現計画の最終年度である平成 23 年度中に計画を見直し、新たに平成 24 年度からの 5 年間を計画期間とする第 2 版を策定することとしていたが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、多くの公の施設が被災し、さらには避難指示区域内にも施設が多くあることから、それぞれの公の施設に最適な管理運営形態を検討できる状態にはなく、計画策定が先延ばしとなっていた。

震災から 2 年が経過し、いまだ避難指示区域の指定は残るものの、被災した施設の復旧が進み、避難指示区域以外の施設ではおおむね震災前の利用ができる状況となったことから、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間を計画期間とする第 2 版の計画を策定するものである。

2 第 2 版の概要

8 月に現在市が直営で管理している全施設について、施設所管課のヒアリングを行い、今後も施設は必要か、必要であればどのような管理運営形態が最適かなどについて検討した。

その後、検討結果について企画課において取りまとめ、所管部長の確認を得たうえで別添の第 2 版（素案）を策定した。

検討結果の総括表は以下のとおり。

【総括表】

現行の管理運営形態	検討後の管理運営形態	施設数
直 営	指定管理者制度導入	36
	今後も直営（業務委託の推進を含む）	97
	民営化を含めて管理運営形態を検討	8
管理運営形態検討施設数合計		141

なお、今回の震災により特に大きな被害を受けた施設や、放射線の影響が大きいと思われる施設については、「今後施設のあり方について検討を必要とする施設」と位置づけ、他の施設とは取り扱いを異とすることとした。

3 今後の日程

事 項	時 期
パブリックコメント手続	平成 25 年 11 月 15 日(金) ～ 12 月 5 日(木)
各地域協議会への報告	11 月中旬～下旬
企画調整会議	平成 26 年 1 月 16 日
庁議	平成 26 年 1 月 24 日